



定する書類のほか、別記様式第一による計画書の正本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。

いわばならない  
（変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式

**第二条** 法第十二条第二項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する変更後の建築物工エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物工エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）とする。ただし、当該直前の建築物工エネルギー消費性能適合性判定を受けた所管行政庁又は登録建築物工エネルギー消費性能判定機関に対して提出を行う場合においては、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ同項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えたものとする。

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更

**第三条** 法第十二条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能を

（所管行政庁が交付する適合判定通知書等の様式等）  
**第四条** 法第十一一条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ

宅部分に限る。) を添えて行うものとする。

記様式第三による適合判定通知書において同じ。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合、別

二 建築物工エネルギー消費性能確保計画が建築物工エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定された場合(別記様式第四にによる通知書)

法第十二条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載して通知書に付す。又、同記載は第五回より行うらうとする。

の法第十二条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を

申請書等の提出時に別紙様式等の記載欄に記入して下さい。

第五条 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、それらが当該各号に定めるものに、第一条の規定又は第二条の規定によることとし得る。但し、第一項の規定によつて、第一号に付す。

第一項の語画書の畠本及びその添付図書（非住宅部分に限る）を添えて行わなければならぬ。まことに、自賃三重里一百十石、年利二分八厘。

建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合 別記様式第七による適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定された場合、別記様式第八による通知書

法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十一項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第九により行うものとする。

3 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第十により行うものとする。

4 前三項に規定する図書及び書類の交付については、登録建築物工エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法

により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。以下同じ)の交付によることができる。

(適合判定通知書又はその写しの提出)  
第六条 法第十二条第六項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、当該適合判定通知

書又はその写しに第一条第一項若しくは第二条第一項の計画書の副本又はその写しを添えて行う。

ものとする。ただし次の各号に掲げる場合にはあつては、それそれ當該各号に定める書類の提出をもつて法第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出したものとみなす。

一 法第二十五条第一項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合 第十八条第一項の認定書の写し

二 法第三十五条第八項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二  
条第一項の規定による見合付書面に記載する事項を除く。

条第六項の規定を適用する場合 第二十五条第二項（第十八条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書又はその写し及び第二十三条第一項若しくは第二十七条の申請書の副

三 本又はその写し  
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第九項又は司法

第六項の規定を適用する場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十六年国土交通省令第八十六号）第五条第二項（同規則第八条において読み替えて準用する場合を含

む。)の通知書若しくはその写し及び同規則第三条若しくは同規則第七条の申請書の副本若しくはその写し又は司規則第四十三条第一項(司規則第四十六条において読み替えて準用する場合)

合を含む。)の通知書若しくはその写し及び同規則第四十一条第一項若しくは同規則第四十五

（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）  
条の申請書の副本若しくはその写し

**第七条** 第一条及び第二条の規定は、法第十三条第一項及び第三項（これらの規定を法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知につきて準用する。この場合

において、第一条中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第十一」と、「計画書」とあるのは

「通知書」と「別記様式第一」であるのは「別記様式第十一」と「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

2 第三条の規定は、法第十三条第三項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める経営基準を変更について準用する。

第四条の規定は、法第十三条第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用す

る。この場合において、第四条第一項中「第一条第一項又は第二条第一項」とあるのは、「第七条第一項において読み替えて準用する第一条第一項又は第二条第一項」と、「計画書」とあるのは、「

「通知書」と、同項第一号中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第十三」と、同項第二号中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第二項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十五」と、同条第三項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十六」と読み替えるものとする。

4 第五条の規定は、法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十三条第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第五条第一項中「第一条第一項又は第二条第一項」とあるのは「第七条第一項において読み替えて準用する第一条第一項」又は「第二条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、同項第一号中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十七」と、同項第二号中「別記様式第八」とあるのは「別記様式第十八」とある。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
仕様書（仕上げ表を含む。）	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び届出に係る建築物と他の建築物との別
各階平面図	エネルギー消費性能確保設備の位置 部材の種別及び寸法 エネルギー消費性能確保設備の種別 縮尺及び方位 間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ 壁の位置及び種類 開口部の位置及び構造

								</											



各階平面図	仕様書（仕上げ表を含む。）	配置図	図書の種類 (い)	第二十二条 削除
エネルギー消費性能向上設備の位置	エネルギー消費性能向上設備の種別	付近見取図	設計内容説明書	第二十一条の四 削除
開口部の位置及び構造	壁の位置及び種類	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ	建築物のエネルギー消費性能が法第三十五条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明	第二十三条 法第三十四条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十三による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項目及び（ろ）項目に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書（法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項目に掲げる図書に代えて同表の（は）項目に掲げる図書を提出しなければならない。
エネルギー消費性能向上設備の位置	部材の種別及び寸法	縮尺及び方位	建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定の申請	第二十一条 第二項の意思の表明（以下この条において単に「意思の表明」という。）は、小規模建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していない場合にあっては、当該小規模建築物のエネルギー消費性能の確保のためとするべき措置
各階平面図	仕様書（仕上げ表を含む。）	配置図	図書の種類 (い)	第七条 建築士の属する建築士事務所又は木造建築士事務所の別所、二級建築士事務所の別所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録番号
				第六条 小規模建築物の所在地

面図		各階平		系統図		仕様書		機器表		各部詳細図		断面図又は矩計図		立面図	
給湯設備	照明設備	空気調和設備	空気調和設備以外の機械	空気調和設備	空気調和設備以外の機械	空気調和設備	空気調和設備	空氣調和設備以外の機械	空氣調和設備	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法	外壁及び開口部の位置	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	床面積の求積	用途別床面積表	床面積の求積
縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置	給気機、排気機その他これらに類する設備の位置	給湯設備の位置及び連結先	空氣調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の位置及び連結先	建築物の高さ	エネルギー消費性能向上設備の位置	用途別床面積	床面積の求積	立面図	立面図
縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の位置及び連結先	空氣調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の位置及び連結先	給湯設備の位置及び連結先	空氣調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備の位置及び連結先	軒の高さ並びに軒及びひさしの出	軒の高さ並びに軒及びひさしの出	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	床の高さ及び構造並びに軒及びひさしの出	床の高さ及び構造	床の高さ及び構造
縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	数	数	数	数	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	建築物のエネルギー消費性能を有する部分の材料の高さ	建築物の高さ	外壁及び屋根の構造	外壁及び屋根の構造
縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数	給湯器の種別、仕様及び数	給湯器の種別、仕様及び数	熱源機、ポンプ、空氣調和機その他の機器の種別、仕様及び数	熱源機、ポンプ、空氣調和機その他の機器の種別、仕様及び数	床の高さ及び構造並びに軒下及び基礎の構造	床の高さ及び構造並びに軒下及び基礎の構造	エネルギー消費性能向上設備の位置	エネルギー消費性能向上設備の位置
縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	節湯器具の種別及び数	節湯器具の種別及び数	照明設備の種別、仕様及び数	照明設備の種別、仕様及び数	建築設備の種別、仕様及び数	建築設備の種別、仕様及び数	外壁及び開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の高さ	外壁及び開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の高さ	エネルギー消費性能向上設備の位置	エネルギー消費性能向上設備の位置
縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法	昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法	給湯器の種別、仕様及び数	給湯器の種別、仕様及び数	機器表	機器表	床面積の求積	床面積の求積	立面図	立面図
縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備	エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備	換気設備	換気設備	空氣調和設備	空氣調和設備	用途別床面積	用途別床面積	床面積の求積	床面積の求積
縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	昇降機	昇降機	給湯設備	給湯設備	機器表	機器表	立面図	立面図	床面積の求積	床面積の求積
縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	空氣調和設備	空氣調和設備	空氣調和設備	空氣調和設備	各部詳細図	各部詳細図	断面図又は矩計図	断面図又は矩計図	立面図	立面図
縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	各階の天井の高さ及び構造	各階の天井の高さ及び構造	各階の天井の高さ及び構造	各階の天井の高さ及び構造	各階の天井の高さ及び構造	各階の天井の高さ及び構造	立面図	立面図	床面積の求積	床面積の求積
縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	小屋裏の構造	小屋裏の構造	小屋裏の構造	小屋裏の構造	小屋裏の構造	小屋裏の構造	立面図	立面図	床面積の求積	床面積の求積
縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	軒の高さ並びに軒及びひさしの出	軒の高さ並びに軒及びひさしの出	軒の高さ並びに軒及びひさしの出	軒の高さ並びに軒及びひさしの出	軒の高さ並びに軒及びひさしの出	軒の高さ並びに軒及びひさしの出	立面図	立面図	床面積の求積	床面積の求積
縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	床の高さ及び構造並びに軒下及び基礎の構造	床の高さ及び構造並びに軒下及び基礎の構造	床の高さ及び構造並びに軒下及び基礎の構造	床の高さ及び構造並びに軒下及び基礎の構造	床の高さ及び構造並びに軒下及び基礎の構造	床の高さ及び構造並びに軒下及び基礎の構造	立面図	立面図	床面積の求積	床面積の求積
縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	外壁及び屋根の構造	外壁及び屋根の構造	外壁及び屋根の構造	外壁及び屋根の構造	外壁及び屋根の構造	外壁及び屋根の構造	立面図	立面図	床面積の求積	床面積の求積
縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	建築物の高さ	建築物の高さ	建築物の高さ	建築物の高さ	建築物の高さ	建築物の高さ	立面図	立面図	床面積の求積	床面積の求積
縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	縮尺	エネルギー消費性能向上設備の位置	エネルギー消費性能向上設備の位置	エネルギー消費性能向上設備の位置	エネルギー消費性能向上設備の位置	エネルギー消費性能向上設備の位置	エネルギー消費性能向上設備の位置	立面図	立面図	床面積の求積	床面積の求積

2	(は)	制御図	
	機器表	空気調和設備等以外の機械	空気調和設備
	空気調和設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法	空気調和設備の制御方法
	換気設備	空気調和設備の制御方法	空気調和設備の制御方法
	照明設備	空気調和設備の制御方法	空気調和設備の制御方法
	給湯設備	空気調和設備の制御方法	空気調和設備の制御方法
2	前項の表の各項に掲げる図書のうち他の建築物に熱又は電気を供給するための向上計画に同項の規定にかかる場合は、同項の表に掲げる図書に明示することを要しない。	（建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項）	（建築物エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備）
3	第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかる場合は、同項の表に掲げる図書のうち他の建築物に熱又は電気を供給するための向上計画に同項の規定にかかる場合は、同項の表に掲げる図書に明示することを要しない。	（建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項）	（建築物エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備）
第二十四条の三	法第三十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第二十三条第一項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。	（他）	（他）
二	一 前項各号に掲げる機器のうち申請建築物から他の建築物に供給される熱又は電気の供給量を超えない範囲内の供給量の熱又は電気を発生させ、これを供給するもの	（建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項）	（建築物エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備）
二	二 熱源機器	（建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項）	（建築物エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備）
二	三 発電機	（建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項）	（建築物エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備）
二	四 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源から熱又は電気を得るために用いられる機器	（建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項）	（建築物エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備）
二	五 法第三十四条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	（建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項）	（建築物エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備）
二	一 前項各号に掲げる機器のうち申請建築物から他の建築物に供給される熱又は電気の供給量を超えない範囲内の供給量の熱又は電気を発生させ、これを供給するもの	（建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項）	（建築物エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備）

(自他供給型熱源機器等の設置に関する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載すべき事項等) 第二十四条の三 法第三十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項は、申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況とする。

法第三十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第二十三条第一項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

一 他の建築物に関する第二十三条第一項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書

- 二 申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況を記載した図面
- 三 申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給することに関する当該他の建築物の建築主等の同意を証する書面

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知)

第二十五条 所管行政庁は、法第三十五条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨(同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。)を申請者に通知するものとする。

第二十六条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定期間又は

完了予定期間の六月以内の変更

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更その他の変更

後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合するこ

とが明らかなる変更(同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更であるものに限る。)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請)

第二十七条 法第三十六条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十五による申請書の正本及び副本に、それぞれ第二十三条第一項に規定する図書(法第三十四条第三項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載した場合は、第二十四条の三第二項各号に掲げる図書を含む。)のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、第二十三条第一項の表中「法第三十五条第一項第一号」とあるのは、「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項第一号」とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知)

第二十八条 第二十五条の規定は、法第三十六条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「同条第五項」とあるのは、「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第五項」と、「同条第四項」とあるのは、「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第四項」と、同条第二項中「別記様式第三十四」とあるのは、「別記様式第三十六」と、「法第三十五条第五項」とあるのは、「法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第一項」と読み替えるものとする。



三 法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第四十八による事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第四十九条第一項の規定により合併によつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第四十九による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(適合性判定員の要件)

五 法第五十条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 次のイからニまでのいずれかに該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させたための講習であつて、次条から第四十三条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録適合性判定員講習」という。）を修了した者

イ 建築基準法第五条第三項の一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、同法第七十一条の五十八第一項に規定する業務に関して二年以上の実務の経験を有するもの

ロ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士

ハ 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士

二 イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、国土交通大臣が定める者

(適合性判定員講習の登録の申請)

第四十一条 前条第一号の登録は、登録適合性判定員講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 前条第一号の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 講習事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合には、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類似するものであつて氏名及び住所を証明する書類

ロ 申請者の略歴（申請者が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員（過去二年間に当該建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であった者を含む。次号ニ並びに第四十三条第一項第三号ロ及びハにおいて同じ。）である場合にあつては、その旨を含む。）を記載した書類

二 法人である場合には、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 株主名簿又は社員名簿の写し

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員の氏名及び略歴（役員が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員である場合にあつては、その旨を含む。）を記載した書類

三 登録適合性判定員講習の受講資格を記載した書類その他の講習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

五 講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

六 前条第一号の登録を受けようとするとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

七 その他参考となる事項を記載した書類

(次格事項)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第四十条第一号の登録を受けることができない。

一 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第五十二条の規定により第四十条第一号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの（登録の要件等）

第四十三条 國土交通大臣は、第四十一条第一項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録を受けなければならない。

一 第四十五条第三号イからハまでに掲げる科目について講習が行われること。

二 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事すること。

イ 適合性判定員として三年以上の実務の経験を有する者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第四十一条第一項の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員に占める登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であること。

2 第四十一条第一号の登録は、登録適合性判定員講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 講習事務を行う者（以下「講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 講習事務を開始する年月日

(登録の更新)

第四十四条 第四十一条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(講習事務の実施に係る義務)

第四十五条 講習実施機関は、公正に、かつ、第四十三条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

一 第四十一条第一号イからニまでのいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。

二 登録適合性判定員講習は、講義及び修了考査により行うこと。

三 講義は、次に掲げる科目についてそれぞれ次に定める時間以上行うこと。

イ 法の概要 六十分

ロ 建築物エネルギー消費性能適合性判定の方法 百五十分

		八　例題演習　六十分
		四　講義は、前号イからハまでに掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。
		五　講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
		六　修了検査は、講義の終了後に行い、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を修得したかどうかを判定できるものであること。
		七　登録適合性判定員講習を実施する日時、場所その他の登録適合性判定員講習の実施に関し必要な事項を公示すること。
		八　不正な受講を防止するための措置を講じること。
		九　終了した修了検査の問題及び当該修了検査の合格基準を公表すること。
		十　修了検査に合格した者に対し、別記様式第五十による修了証明書（第四十七条第八号並びに第五十三条第一項第五号及び第四項第四号において「修了証明書」という。）を交付すること。
		（登録事項の変更の届出）
		講習実施機関は、第四十三条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
		（講習事務規程）
		講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
		一　講習事務を行う時間及び休日に関する事項
		二　講習実施機関が第四十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなつた講習事務を行なう事務所の所在地及び登録適合性判定員講習の実施場所に関する事項
		三　登録適合性判定員講習の受講の申込みに関する事項
		四　登録適合性判定員講習に関する料金及びその収納の方法に関する事項
		五　登録適合性判定員講習の日程、公示方法その他の登録適合性判定員講習の実施の方法に関する事項
		六　修了検査の問題の作成及び修了検査の合否判定の方法に関する事項
		七　終了した登録適合性判定員講習の修了検査の問題及び当該修了検査の合格基準の公表に関する事項
		八　修了証明書の交付及び再交付に関する事項
		九　講習事務に関する秘密の保持に関する事項
		十　財務諸表等（法第五十四条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び講習事務に関する第四十九条第二項各号の請求の受付に関する事項
		十一　財務諸表等に係る第五十三条第一項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項
		十二　講習事務に関する公正の確保に関する事項
		十三　不正受講者の処分に関する事項
		十四　その他講習事務に関する必要な事項 （講習事務の休廃止）
		第五十条　国土交通大臣は、講習実施機関が第四十三条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 （改善命令）
		第五十一条　国土交通大臣は、講習実施機関が第四十五条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
		第五十二条　国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係る第四十条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 （登録の取消し等）
		一　第四十二条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
		二　第四十六条から第四十八条まで、第四十九条第一項又は次条の規定に違反したとき。
		三　正当な理由がないのに第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。
		四　第五十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
		五　不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。
		六　不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。
		（帳簿の備付け等）
		第五十三条　講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。 一　登録適合性判定員講習の実施場所 二　登録適合性判定員講習の実施年月日 三　講義を行つた講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間 四　受講者の氏名、生年月日及び住所 五　登録適合性判定員講習を修了した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び証明書番号
		六　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項の帳簿への記載に代えることができる。
		七　講習実施機関は、第一項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。を、講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
		八　講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録適合性判定員講習を実施した日から三年間保存しなければならない。
2	2	講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
2	2	登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。
3	3	講習実施機関は、第一項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。を、講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
4	4	講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録適合性判定員講習を実施した日から三年間保存しなければならない。

- 一 登録適合性判定員講習の受講申込書及びその添付書類
- 二 講義に用いた教材
- 三 終了した修了検査の問題及び答案用紙
- 四 修了証明書の写し
- (報告の微収)
- 第五十四条 国土交通大臣は、講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
- 一 第四十条第一号の登録をしたとき。
- 二 第四十六条の規定による届出があつたとき。
- 三 第四十八条の規定による届出があつたとき。
- 四 第五十二条の規定により第四十条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。
- (判定の業務の実施基準)
- 第五十六条 法第五十二条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 建築物エネルギー消費性能適合性判定は、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもって行うこと。
- 二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を自行した場合その他の場合であつて、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わないこと。
- 三 判定の業務を行う部門の専任の管理者は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。
- 四 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、適合性判定員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
- 五 判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。  
(判定業務規程)
- 第五十七条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十三条第一項後段の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第五十一による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十三条第一項前段の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第五十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3 法第五十三条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 判定の業務を行う時間及び休日にに関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が判定の業務を行う区域に関する事項
- 三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物エネルギー消費性能確保計画に係る特定建築物の区分その他判定の業務の範囲に関する事項
- 四 判定の業務の実施の方法に関する事項
- 五 適合性判定員の選任及び解任に関する事項
- 六 適合性判定員の配置及び管理に関する事項
- 七 判定の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 判定の業務の実施及び解任に関する事項
- 九 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第五十四条第二項各号の請求の受付に関する事項
- 十一 法第五十五条第一項の帳簿その他の判定の業務に関する書類の管理に関する事項
- 十二 判定の業務に関する公正の確保に関する事項
- 十三 その他判定の業務の実施に関する必要な事項
- 十四 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定業務規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。
- (電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
- 第五十八条 法第五十四条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。
- (電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)
- 第五十九条 法第五十四条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。
- 一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と法第五十四条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。
- (帳簿)
- 第六十条 法第五十五条第一項の判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 別記様式第一による計画書の第二面及び第三面、別記様式第二による計画書の第二面及び第三面、別記様式第十一による通知書の第一面及び第三面並びに別記様式第十二による通知書の第二面及び第三面に記載すべき事項
- 二 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項又は第二項において読み替えて適用する法第十三条第二項又は第三項の規定による通知を受けた年月日
- 三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施した適合性判定員の氏名
- 四 建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果
- 五 建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の番号及びこれを交付した年月日
- 六 判定の業務に関する料金の額
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第五十五条第一項の帳簿(次項において單に「帳簿」という。)への記載に代えることができる。
- 3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む)を、判定の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- (書類の保存)
- 第六十一条 法第五十五条第二項の判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第一条第一項及び第二条第一項に規定する書類(非住宅部分に限る。)とする。
- 2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項の書類に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第六十四条第一項第二号において単に「書類」といふ。）を、法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第三項又は法第十三条第四項の規定による通知書を交付した日から十五年間、保存しなければならない。

#### 第六十二条 削除 (判定の業務の休廃止の届出)

第六十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十九条第一項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第五十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（判定の業務の引継ぎ等）

第六十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（国土交通大臣が法第六十条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつた者。次項において同じ。）は、法第五十九条登録建築物エネルギー消費性能判定機関で、第一項の規定により判定の業務の全部を廃止したときは又は法第六十条第一項又は第二項の規定により登録を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 判定の業務を、その業務区域を所轄する所管行政庁（以下「所轄所管行政庁」という。）に引き継ぐこと。

二 法第五十五条第一項の帳簿を国土交通大臣に、同条第二項の書類を所轄所管行政庁に引き継ぐこと。

三 その他国土交通大臣又は所轄所管行政庁が必要と認める事項

2 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、前項第二号の規定により書類を引き継ぐとするときは、あらかじめ、引継ぎの方法、時期その他の事項について、所轄所管行政庁に協議しなければならない。

#### 第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請）

第六十五条 法第六十一条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第五十五による申請書に次に掲げる書類添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 申請者（法人にあっては、その役員）の氏名及び略歴を記載した書類

五 主要な株主の構成を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項（法第二十四条第一項の評価の業務以外の業務を行つてゐる場合にあつては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類

七 申請者が法第四十五条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第四十五条第三号及び法第六十二条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類

十 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第六十四条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十一 その他参考となる事項を記載した書類

（心身の故障により評価の業務を行ふことができない者）

第六十五条の二 法第六十二条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により評価の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿の記載事項）

第六十六条 法第六十三条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が法人である場合は、役員の氏名  
二 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名  
三 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の業務を行う区域

（公示事項）  
（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の更新）  
（登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位の承継の届出）

第六十七条 法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

第六十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第二項の規定により法第六十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第五十六による申請書に第六十五条各号に掲げる書類のうち変更に係るもの添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の更新）

第六十九条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条第二項において準用する法第四十八条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第五十七による申請書に第六十五条各号に掲げる書類添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

二 第六十六条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が登録の更新を行う場合について準用する。

（承継の届出）

第七十条 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第五十八による届出書に次に掲げる書類添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位の承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第六十による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

二 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第六十一による事業相続証明書及び戸籍謄本

三 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

一 消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第六十一による事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第一項の規定により合併によつて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第六十一条第二項において準用する法第四十九条第一項の規定により分割によつて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第六十二による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

（評価の業務の実施基準）  
（評価の業務の実施基準）

第七十一条 法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十二条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 評価は、評価の申請に係る書類をもつて行うこと。  
二 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の申請を自ら行つた場合その他の場合であつて、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、評価を行わないこと。

三 評価の業務を行う部門の専任の管理者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

五 評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。  
(評価業務規程)

**第七十二条** 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条第二項において準用する法第五十三条第一項前段の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第六十四条による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十三条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 評価の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 事務所の所在地及びその事務所が評価の業務を行う区域に関する事項

三 評価を行う建築物の種類その他評価の業務の範囲に関する事項

四 評価の業務の実施の方法に関する事項

五 評価の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項

六 評価員の選任及び解任に関する事項

七 評価の業務に関する秘密の保持に関する事項

八 評価員の配置及び教育に関する事項

九 評価の業務の実施及び管理体制に関する事項

十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第六十一条第二項において準用する法第五十四条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第一項の帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項

十二 評価の業務に関する公正の確保に関する事項

十三 その他評価の業務の実施に関する必要な事項

十四 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価業務規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。  
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

**第七十三条** 法第六十一条第二項において準用する法第五十四条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

十五 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第六十一条第二項において準用する法第五十四条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

十六 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したもの

二 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

**第七十五条** (帳簿)

法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第一項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 評価を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 評価の申請に係る建築物の名称

三 評価の申請に係る建築物に用いる特殊な構造及び設備の概要

四 評価の申請を受けた年月日

五 評価を実施した評価員の氏名

六 評価の結果

七 評価書の番号及びこれを交付した年月日

八 評価の業務に関する料金の額

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第一項の帳簿(次項において単に「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十九条第二号において同じ。)を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

**第七十六条** 法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十九条の申請書及び添付書類並びに評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項の書類に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、第一項の書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十九条第二号において単に「書類」という。)を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

**第七十七条** 削除

(評価の業務の休廃止の届出)

**第七十八条** 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第六十六による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(評価の業務の引継ぎ)

**第七十九条** 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(国土交通大臣が法第六十五条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録を取り消した場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関であつた者)は、法第六十六条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 評価の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。

二 評価の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。

三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(国土交通大臣が行う評価の手数料)

**第八十条** 法第六十七条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて行うものとする。ただし、印紙をもつて納め難い事由があるときは、現金をもつてすることができる。

2 法第六十七条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき百六十四万円とする。ただし、既に法第六十六条の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物の軽



関するものは、当該地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第五十三条第三項、法第五十六条、法第五十七条、法第五十八条第一項及び法第六十条に規定する権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

#### 附 則

(施行期日) この省令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第十二条から第十三条までの規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。（特定増改築に関する届出）

第二条 第十二条の規定は、法附則第三条第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第十二条第一項中「建築物」とあるのは、「特定建築物」と読み替えるものとする。

2 法附則第三条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後の特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなる変更とする。

3 第十三条の二の規定は、法附則第三条第五項において読み替えて適用する同条第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第十三条の二第二項中「建築物」とあるのは、「特定建築物」と読み替えるものとする。

4 第十二条の規定は、法附則第三条第八項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」とあるのは「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知书」と、「建築物」とあるのは「特定建築物」と、同条第三項中「変更の届出をしようとする者」とあるのは「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第四項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

5 第十三条の規定は、法附則第三条第八項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において第十三条中「建築物の」とあるのは「特定建築物の」と読み替えるものとする。この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定は、法附則第三条第十一項において準用する法第十七条第二項の立入検査について準用する。

附 則 (平成二十八年一月三〇日国土交通省令第八〇号) 抄  
この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。  
附 則 (平成二十八年一二月二一日経済産業省・国土交通省令第五号) 抄  
(施行期日)  
1 この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二九年五月七日国土交通省令第一号)  
この省令は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成二八年六月二八日国土交通省令第一〇号)  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和元年九月一三日国土交通省令第三四号) 抄  
(施行期日)  
1 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。  
附 則 (令和元年一一月七日国土交通省令第四三号)  
(施行期日)

1 この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、令和二年四月一日までの間は、これを取り繕つて使用することができます。

#### 附 則 (令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

2 この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、第一条中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第十二条第一項及び第三項並びに第十三条の二第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号) (施行期日)

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

#### 附 則 (令和三年八月三一日国土交通省令第五三号) (施行期日)

第一条 この省令は、令和三年九月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

#### 附 則 (令和三年一〇月二二日国土交通省令第六八号) (施行期日)

第一条 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

#### 附 則 (令和四年九月一六日国土交通省令第六七号) (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (令和四年九月一六日国土交通省令第六七号) (施行期日)

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、別記様式第四十二の改正規定については、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「旧法」という。）第三十五条第一項の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。第四項において「法」という。）第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「新規則」という。）別記様式第三十五にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にされている旧法第三十四条第一項の規定による認定の申請（旧法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。次項において同じ。）に係る申請書の様式については、新規則別記様式第三十三及び別記様式第三十五にかかわらず、なお従前の例によ

**第一条** この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

**附 則**（令和五年九月二十五日国土交通省令第七五号）

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

**附 則**（令和六年一月二九日国土交通省令第五号）抄

**（施行期日）**

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

5 施行日以後に前項の規定によりなお從前の例によることとされる旧法第十九条第一項の規定による届出の法第十九条第一項後段の規定による変更の届出に係る届出書又は旧法第二十条第二項の規定による通知の法第二十条第二項後段の規定による変更の通知に係る通知書の様式について  
6 は、新規則別記様式第二十二にかかわらず、なお從前の例による。  
7 この省令の施行の際現にされている法第三十四条第一項の規定による認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記様式第三十三にかかわらず、なお從前の例による。  
この省令の施行の際現にされている法第四十一条第一項の規定による認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記第三十七にかかわらず、なお從前の例による。

4 定による変更に係る提出又は法第十三第三項の規定による変更に係る通知に係る計画書の様式については、新規別記様式第一にかかわらず、なお従前の例による。この省令の施行の際現にされている旧法第十九条第一項の規定による届出に係る届出書又は旧法第二十二条第二項の規定による通知に係る通知書の様式については、新規別記様式第二十二に従ふ。

の例によることとされる旧法第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は旧法第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)。以下「法」という。)第十二条第二項の規

この省令の施行の際現にさわざる限りは、この省令の施行に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「旧法」という。）第十二条第一項若しくは第二項（これららの規定を旧法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は旧法第十三条第二項若しくは第三項（これららの規定を旧法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に係る計画書の様式については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第五号。以下「新規則」という。）別記様式第一にかかわらず、なお従前の例による。

4 この省令の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第三十四条第一項の規定による認定の申請に基づき旧法第三十五条第一項の認定を受ける建築物エネルギー消費性能向上計画の法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記様式第三十五にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和四年一月七日国土交通省令第七八号）

（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

4  
第一項の省令の施行の日以後に前項の規定によりなれば、從前の第一項によることとされる旧法第三十一条（経過措置）

(経過措置) 第二条の旨の施行の際見二つに二の旨令にて文三項の規定一二の月氏は、自分の間、二し

書又は修了証を交付する講習に係る書類についてはなお従前の例によることができる。  
**附 則（令和六年三月八日国土交通省令第一八号）抄**

**第二条** (一)の省令の施行の際現にある第一条、第二条又は第五条から第八条までの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第一(第一条第一項関係)(日本産業規格A列4番)  
 (第一面)  
 計画書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は

主たる事務所の所在地

提出者の氏名又は名称

代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項(同法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書 番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

[建築主等に関する事項]

<b>[1. 建築主]</b> 【イ. 氏名のフリガナ】 【ロ. 氏名】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】
<b>[2. 代理者]</b> 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】

<b>[3. 設計者]</b> (代表となる設計者) 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成した設計図書】
(その他の設計者)
【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成した設計図書】
【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成した設計図書】
【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成した設計図書】
<b>[4. 確認の申請]</b> <input type="checkbox"/> 申請済( ) <input type="checkbox"/> 未申請( )

## 【5. 備考】

(第三面)  
建築物エネルギー消費性能確保計画  
〔建築物及びその敷地に関する事項〕

【1. 地名地番】
【2. 敷地面積】 <input type="text"/> m <sup>2</sup>
【3. 建築面積】 <input type="text"/> m <sup>2</sup>
【4. 延べ面積】 <input type="text"/> m <sup>2</sup>
【5. 建築物の階数】 (地上) <input type="text"/> 階 (地下) <input type="text"/> 階
【6. 建築物の用途】 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 工事種別】 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
【8. 構造】 <input type="text"/> 造 <input type="text"/> 部 <input type="text"/> 造
【9. 該当する地域の区分】 <input type="text"/> 地域
【10. 工事着手予定年月日】 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
【11. 工事完了予定年月日】 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
【12. 備考】

(第四面)

## 【1. 付近見取図】

## 【2. 配置図】

(第五面)

## 〔非住宅部分に関する事項〕

【1. 非住宅部分の用途】
【2. 非住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ、新築】 <input type="text"/> ( m <sup>2</sup> ) <input type="text"/> ( m <sup>2</sup> )
【ロ、増築】 全体( <input type="text"/> m <sup>2</sup> ) <input type="text"/> ( m <sup>2</sup> ) 増築部分( <input type="text"/> m <sup>2</sup> ) <input type="text"/> ( m <sup>2</sup> )
【ハ、改築】 全体( <input type="text"/> m <sup>2</sup> ) <input type="text"/> ( m <sup>2</sup> ) 改築部分( <input type="text"/> m <sup>2</sup> ) <input type="text"/> ( m <sup>2</sup> )
【3. 基準省令附則第3条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無】
□ 基準省令附則第3条の適用有(竣工年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 竣工)
□ 令和4年改正基準省令附則第2項の適用有(竣工年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 竣工)
□ 無
【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】
(一次エネルギー消費量に関する事項)
□ 基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI( <input type="text"/> )
□ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準 BEI( <input type="text"/> )
□ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( <input type="text"/> )

## 【5. 備考】

(第六面)

【住宅部分に関する事項】		
【1. 建築物の住戸の数】 戸		
【2. 住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)		
【イ. 新築】	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ロ. 増築】	全体( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
	増築部分( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】	全体( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
	改築部分( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【3. 基準省令附則第2条の適用の有無】		
<input type="checkbox"/> 有(国土交通大臣が定める基準に適合するもの)		
<input type="checkbox"/> 無		
【4. 基準省令附則第4条の適用の有無】		
<input type="checkbox"/> 有(竣工年月日 年 月 日 竣工)		
<input type="checkbox"/> 無		
【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】		
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準		
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号) 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準		
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号) BEI( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )		

## 【6. 備考】

(第七面)

【住戸に関する事項】		
【1. 住戸の番号】		
【2. 住戸の存する階】 階		
【3. 専用部分の床面積】 m <sup>2</sup>		
【4. 住戸のエネルギー消費性能】		
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 外皮平均熱貫流率 W/(m <sup>2</sup> · K) (基準値) 冷房期の平均日射熱取得率 (%) (基準値)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 外皮平均熱貫流率 W/(m <sup>2</sup> · K) (基準値) 冷房期の平均日射熱取得率 (%) (基準値)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 BEI( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )		

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

## 1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】  内断熱  外断熱  両面断熱 充填断熱  外張断熱  内張断熱【断熱性能】  热貫流率( W/(m<sup>2</sup> · K) )  热抵抗値( (m<sup>2</sup> · K) /W )

- 2) 壁  
 【断熱材の施工法】□内断熱 □外断熱 □両面断熱  
 充填断熱 □外張断熱 □内張断熱  
 【断熱性能】□熱貫流率(  $\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$  ) □熱抵抗値(  $(\text{m}^2 \cdot \text{K})/\text{W}$  )
- 3) 床  
 (イ) 外気に接する部分  
 【該当箇所の有無】□有 □無  
 【断熱材の施工法】□内断熱 □外断熱 □両面断熱  
 充填断熱 □外張断熱 □内張断熱  
 【断熱性能】□熱貫流率(  $\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$  ) □熱抵抗値(  $(\text{m}^2 \cdot \text{K})/\text{W}$  )  
 (ロ) その他の部分  
 【該当箇所の有無】□有 □無  
 【断熱材の施工法】□内断熱 □外断熱 □両面断熱  
 充填断熱 □外張断熱 □内張断熱  
 【断熱性能】□熱貫流率(  $\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$  ) □熱抵抗値(  $(\text{m}^2 \cdot \text{K})/\text{W}$  )
- 4) 土間床等の外周部分の基礎壁  
 (イ) 外気に接する部分  
 【該当箇所の有無】□有 □無  
 【断熱性能】□熱貫流率(  $\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$  ) □熱抵抗値(  $(\text{m}^2 \cdot \text{K})/\text{W}$  )  
 (ロ) その他の部分  
 【該当箇所の有無】□有 □無  
 【断熱性能】□熱貫流率(  $\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$  ) □熱抵抗値(  $(\text{m}^2 \cdot \text{K})/\text{W}$  )
- 5) 開口部  
 【断熱性能】熱貫流率 (  $\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$  )  
 【日射遮蔽性能】  
 □開口部の日射熱取得率(日射熱取得率 )  
 □ガラスの日射熱取得率(日射熱取得率 )  
 □付属部材  
 □ひさし、軒等
- 6) 構造熱橋部  
 【該当箇所の有無】□有 □無  
 【断熱性能】断熱補強の範囲(  $\text{mm}$  )  
 断熱補強の熱抵抗値(  $(\text{m}^2 \cdot \text{K})/\text{W}$  )
- (2) 一次エネルギー消費量に関する措置  
 【暖房】暖房設備( 効率( ) )  
 【冷房】冷房設備( 効率( ) )  
 【換気】換気設備( 効率( ) )

【照明】照明設備( )  
 【給湯】給湯設備( )  
 効率( )

## 2. 備考

(注意)

- 各面共通関係
  - この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例によります。
- 第一面関係
  - 提出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 第二面関係
  - 建築主が者以上の場合、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
  - 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
  - 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
  - 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築事務所に属しているときは、その名称を書き、建築事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
  - 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び提出に係る建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
  - 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨(申請を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出してください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。
- 第三面関係
  - 【6. 建築物の用途】及び【7. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - 【9. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号(1)の地域の区分をいいます(以下同じ。)。
- 第四面関係

- ① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。  
 ② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

#### 6. 第五面関係

- ① 【1. 非住宅部分の用途】の欄は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別紙の表の用途の区分に従い記入して下さい。  
 ② 【2. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。  
 ③ 【2. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する床面積をいいます。  
 ④ 【3. 基準省令附則第3条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「有」の場合は計画に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。この欄において、「令和4年改正基準省令」は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省令・国土交通省令第3号)をいいます。  
 ⑤ 【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「レ」マークを入れた上で記載してください。  
 ⑥ 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

#### 7. 第六面関係

- ① 第六面は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄で「複合建築物」を選択した場合のみ記載して下さい。  
 ② 【2. 住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。  
 ③ 【2. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、令第4条第1項に規定する床面積をいいます。  
 ④ 【3. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。  
 ⑤ 【4. 基準省令附則第4条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。  
 ⑥ 【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。  
 (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)又は(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「レ」マークを

入れた上で記載してください。

- (2) 「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅部分全体での数値を記載してください。  
 (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。  
 (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

- ⑦ 第六面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

#### 8. 第七面関係

- ① 第七面は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄で「複合建築物」を選択した場合に、住戸ごとに作成してください。  
 ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。  
 ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

- (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)又は(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「レ」マークを入力した上で記載してください。

- (2) 「外皮平均熱伝達率」及び「令房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。

- (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

- (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

- ④ 第七面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

#### 9. 別紙関係

- ① 1欄は、複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。  
 ② 1欄の(1)(1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、

別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。

③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。

④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「レ」マークを入れてください。

⑤ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものと対象として、必要な事項を記入してください。

⑥ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち8の地域に存する複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北土22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。

⑦ 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。

⑧ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあっては、非居室内に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

⑨ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

様式第二（第二条第一項関係）（日本産業規格A列4番）  
(第一面)  
変更計画書

年　月　日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関　殿

提出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
提出者の氏名又は名称  
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項(同法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の対象の範囲】

建築物全体  
 建築物の一部(非住宅部分)  
 建築物の一部(住宅部分)

【計画変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

- 第二面から第七面までとして別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 別記様式第一の(注意)に準じて記入してください。

## 様式第三(第四条第一項第一号関係) (日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項の規定による  
適合判定通知書

第 年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

- 記  
 1. 提出年月日 年 月 日  
 2. 建築場所  
 3. 建築物又はその部分の概要

(注意)この証は、大切に保存しておいてください。

## 様式第四(第四条第一項第二号関係) (日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項の規定による  
適合しない旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求することができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に を被告として(訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記  
 (理由)

様式第五(第四条第二項関係) (日本産業規格A列4番)  
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項の規定による  
期間を延長する旨の通知書

第 号  
年 月 日  
建築主 殿

所管行政庁 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

記  
1. 提出年月日 年 月 日  
2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

様式第六(第四条第三項関係) (日本産業規格A列4番)  
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第5項の規定による  
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号  
年 月 日  
建築主 殿

所管行政庁 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第12条第5項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求することができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができないります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に\_\_\_\_\_を被告として(訴訟において\_\_\_\_\_を代表する者はとなります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記  
1. 提出年月日 年 月 日  
2. 建築場所

(理由)

(備考)

## 様式第七(第五条第一項第一号関係) (日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項の規定により  
読み替えて適用される同法第12条第3項の規定による  
適合判定通知書

第 号  
年 月 日

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分  
に限る。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築  
物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

- 記  
 1. 提出年月日 年 月 日  
 2. 建築場所  
 3. 建築物又はその部分の概要  
 4. 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った適合性判定員氏名  
(注意)この証は、大切に保存しておいてください。

## 様式第八(第五条第一項第二号関係) (日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項の規定により  
読み替えて適用される同法第12条第3項の規定による  
適合しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に  
係る部分に限る。)は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法  
律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しま  
したので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内  
に審査請求することができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以  
内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。  
また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する  
裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に  
を被告として(訴訟に  
おいて を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起  
することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月  
以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起するこ  
とができるなくなります。)。

記  
(理由)

様式第九(第五条第二項関係)(日本産業規格A列4番)  
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項において  
読み替えて適用する同法第12条第4項の規定による  
期間を延長する旨の通知書

第 号  
年 月 日

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項において読み替えて適用する同法第12条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

記  
1. 提出年月日 年 月 日  
2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

様式第十(第五条第三項関係)(日本産業規格A列4番)  
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項において  
読み替えて適用する同法第12条第5項の規定による  
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号  
年 月 日

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第15条第2項において読み替えて適用する同法第12条第5項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求することができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内にを被告として(訴訟において)を代表する者ととなります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記  
1. 提出年月日 年 月 日  
2. 建築場所

(理由)

(備考)

## 様式第十一(第七条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定による  
計画通知書

年月日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

第 号  
年月日通知者官職  
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項(同法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書 番号欄	決裁欄
年月日	年月日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 第二面から第七面までとして別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第一の(注意)に準じて記入してください。

## 様式第十二(第七条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第3項の規定による  
計画変更通知書

年月日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

第 号  
年月日通知者官職  
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第3項(同法第15条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年月日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の対象の範囲】

建築物全体建築物の一部(非住宅部分)建築物の一部(住宅部分)

【計画変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書 番号欄	決裁欄
年月日	年月日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 第二面から第七面までとして別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第一の(注意)に準じて記入してください。

様式第十三(第七条第三項関係)(日本産業規格A列4番)  
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第4項の規定による  
適合判定通知書

第 年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

下記の計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

- 記  
 1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号  
 2. 建築場所  
 3. 建築物又はその部分の概要

(注意)この証は、大切に保存しておいてください。

様式第十四(第七条第三項関係)(日本産業規格A列4番)  
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第4項の規定による  
適合しない旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

記  
 (理由)

様式第十五(第七条第三項関係)(日本産業規格A列4番)  
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第5項の規定による  
期間を延長する旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿

所管行政庁 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第4項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第5項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号  
2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

様式第十六(第七条第三項関係)(日本産業規格A列4番)  
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第6項の規定による  
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿

所管行政庁 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第13条第6項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号  
2. 建築場所

(理由)

(備考)

様式第十七(第七条第四項関係)(日本産業規格A列4番)  
 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項の規定により  
 読み替えて適用される同法第13条第4項の規定による  
 適合判定通知書

第 年 月 日 号

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記の計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

- 記  
 1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号  
 2. 建築場所  
 3. 建築物又はその部分の概要  
 4. 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った適合性判定員氏名

(注意)この証は、大切に保存しておいてください。

様式第十八(第七条第四項関係)(日本産業規格A列4番)  
 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項の規定により  
 読み替えて適用される同法第13条第4項の規定による  
 適合しない旨の通知書

第 年 月 日 号

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

記  
 (理由)

様式第十九(第七条第四項関係)(日本産業規格A列4番)  
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項において  
読み替えて適用する同法第13条第5項の規定による  
期間を延長する旨の通知書

第 年 月 日 号

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項において読み替えて適用する同法第13条第4項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第5項の規定により通知します。

記  
1. 通知年月日 年 月 日 付け 第 号  
2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

様式第二十(第七条第四項関係)(日本産業規格A列4番)  
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項において  
読み替えて適用する同法第13条第6項の規定による  
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日 号

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第15条第2項において読み替えて適用する同法第13条第6項の規定により通知します。

記  
1. 通知年月日 年 月 日 付け 第 号  
2. 建築場所

(理由)

(備考)

## 様式第二十一(第十条関係)(日本産業規格A列7番)

(表)

年月日交付第号(年月日限り有効)		
職名	氏名	生年月日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第2項の規定による  
立入検査証  
(所管行政庁名)印

(裏)

## 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第17条第1項、第21条第1項、第30条第4項、第33条第4項若しくは第43条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

## 様式第二十二(第十二条第一項及び附則第二条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

届出書

年月日

所管行政庁殿

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称  
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項前段(同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。)又は同附則第3条第2項前段(同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出をします。この届出書及び添付図面に記載の事項は、事実に相違ありません。

## 【届出の別】

- 法第19条第1項前段の規定による届出
- 法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項前段の規定による届出
- 附則第3条第2項前段の規定による届出
- 法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項前段の規定による届出  
(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年月日		
第号		
係員氏名		

(第二面)

## 【1. 建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【オ. 電話番号】

## 【2. 代理者】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【オ. 電話番号】

## 【3. 設計者】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】

【ニ、住所】 【ホ、電話番号】
【4. 備考】

(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画  
[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】
【2. 敷地面積】 $m^2$
【3. 建築面積】 $m^2$
【4. 延べ面積】 $m^2$
【5. 建築物の階数】 (地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】 建築物全体 戸
【8. 工事種別】 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
【9. 建築物の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積) 【イ、新築】 ( $m^2$ ) ( $m^2$ ) 【ロ、増築】 全体( $m^2$ ) ( $m^2$ ) 増築部分( $m^2$ ) ( $m^2$ ) 【ハ、改築】 全体( $m^2$ ) ( $m^2$ ) 改築部分( $m^2$ ) ( $m^2$ )
【10. 構造】 造 一部 造
【11. 法附則第3条の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 (竣工年月 日 月 年 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの) <input type="checkbox"/> 無
【13. 基準省令附則第3条若しくは第4条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 基準省令附則第3条又は第4条の適用有 (竣工年月 日 竣工) 年 月 <input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第2項の適用有 (竣工年月 日 竣工) 年 月 <input type="checkbox"/> 無
【14. 該当する地域の区分】 地域
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】 【イ、非住宅建築物】

(一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準	基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年	BEI( )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準	BEI( )
BEI( )	□国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
【ロ、一戸建ての住宅】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準	外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 )
外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 )	冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準	外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 )
外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 )	冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準	□国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
□国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )	□基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準	基準一次エネルギー消費量 GJ/年
基準一次エネルギー消費量 GJ/年	設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI( )	BEI( )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準	□基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
BEI( )	□国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
【ハ、共同住宅等】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準	基準省令第1条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年	設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI( )	BEI( )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準	基準省令第1条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年	設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI( )	BEI( )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準	□基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準
BEI( )	□国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
□基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)	
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準	基準省令第1条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年	設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI( )	BEI( )

<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<b>【二、複合建築物】</b>
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第3号イの基準 (住宅部分) (一次エネルギー消費量に関する事項)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI( )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 BEI( )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 BEI( )
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<b>(住宅部分)</b>
<input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号) 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI( )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号) BEI( )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 BEI( )
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<b>□基準省令第1条第1項第3号ロの基準 (複合建築物)</b>
<b>(一次エネルギー消費量に関する事項)</b>
<input type="checkbox"/> 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号) 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI( )
<b>(住宅部分)</b>
<input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外

【16. 工事着手予定年月日】 年 月 日
【17. 工事完了予定年月日】 年 月 日
【18. 備考】

(第四面)

<b>【住戸に関する事項】</b>
<b>【1. 住戸の番号】</b>
<b>【2. 住戸の存する階】 階</b>
<b>【専用部分の床面積】 <math>m^2</math></b>
<b>【4. 住戸のエネルギー消費性能】</b> (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$ ) 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$ )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$ ) 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$ )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 BEI( )
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI( )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 BEI( )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 BEI( )
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )

(別紙)基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

## 1. 住戸に係る事項

- (1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

## 1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】  内断熱  外断熱  両面断熱 充填断熱  外張断熱  内張断熱【断熱性能】  $\text{W}/(m^2 \cdot K)$   $\text{W}/(m^2 \cdot K)$   $\text{W}/(m^2 \cdot K)$ 

## 2) 壁

【断熱材の施工法】  内断熱  外断熱  両面断熱 充填断熱  外張断熱  内張断熱

	【断熱性能】 <input type="checkbox"/> 热貫流率( $W/(m^2 \cdot K)$ ) <input type="checkbox"/> 热抵抗値( $(m^2 \cdot K)/W$ )
3) 床	
(イ) 外気に接する部分	
【該当箇所の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
【断熱材の施工法】 <input type="checkbox"/> 内断熱 <input type="checkbox"/> 外断熱 <input type="checkbox"/> 両面断熱	
<input type="checkbox"/> 充填断熱 <input type="checkbox"/> 外張断熱 <input type="checkbox"/> 内張断熱	
【断熱性能】 <input type="checkbox"/> 热貫流率( $W/(m^2 \cdot K)$ ) <input type="checkbox"/> 热抵抗値( $(m^2 \cdot K)/W$ )	
(ロ) その他の部分	
【該当箇所の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
【断熱材の施工法】 <input type="checkbox"/> 内断熱 <input type="checkbox"/> 外断熱 <input type="checkbox"/> 両面断熱	
<input type="checkbox"/> 充填断熱 <input type="checkbox"/> 外張断熱 <input type="checkbox"/> 内張断熱	
【断熱性能】 <input type="checkbox"/> 热貫流率( $W/(m^2 \cdot K)$ ) <input type="checkbox"/> 热抵抗値( $(m^2 \cdot K)/W$ )	
4) 土間床等の外周部分の基礎壁	
(イ) 外気に接する部分	
【該当箇所の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
【断熱性能】 <input type="checkbox"/> 热貫流率( $W/(m^2 \cdot K)$ ) <input type="checkbox"/> 热抵抗値( $(m^2 \cdot K)/W$ )	
(ロ) その他の部分	
【該当箇所の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
【断熱性能】 <input type="checkbox"/> 热貫流率( $W/(m^2 \cdot K)$ ) <input type="checkbox"/> 热抵抗値( $(m^2 \cdot K)/W$ )	
5) 開口部	
【断熱性能】 热貫流率( $W/(m^2 \cdot K)$ )	
【日射遮蔽性能】	
<input type="checkbox"/> 開口部の日射热取得率(日射热取得率 )	
<input type="checkbox"/> ガラスの日射热取得率(日射热取得率 )	
<input type="checkbox"/> 付属部材	
<input type="checkbox"/> ヒさし、軒等	
6) 構造熱橋部	
【該当箇所の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
【断熱性能】 断熱補強の範囲( $mm$ )	
<input type="checkbox"/> 断熱補強の热抵抗値( $(m^2 \cdot K)/W$ )	
(2) 一次エネルギー消費量に関する措置	
【暖房】 暖房設備( )	
効率( )	
【冷房】 冷房設備( )	
効率( )	
【換気】 換気設備( )	
効率( )	
【照明】 照明設備( )	
【給湯】 給湯設備( )	
効率( )	

## 2. 備考

(注意)

## 1. 各面共通関係

① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例によります。

② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅

(2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

## 2. 第一面関係

① 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

## 3. 第二面関係

① 建築主又は設計者がそれぞれ2者以上の場合は、第二面は代表となる建築主又は設計者について記入し、別紙に他の建築主又は設計者について記入して添えてください。

② 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「二」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。

③ 【2. 代理人】の欄は、建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。

## 4. 第三面関係

① 【6. 建築物の用途】及び【8. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

③ 【9. 建築物の床面積】の欄は、【8. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記入してください。増築又は改築の場合は延べ面積を合わせて記入してください。

④ 【9. 建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第5号)第1条第1項に規定する床面積をいいます。

⑤ 【11. 法附則第3条の適用の有無】及び【13. 基準省令附則第3条若しくは第4条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「有」の場合は届出に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。【13. 基準省令附則第3条若しくは第4条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無】の欄において、「令和4年改正基準省令」は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省令・国土交通省令第3号)をいいます。

⑥ 【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、いずれか該当するチェックボック

- スに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 【14. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。(以下同じ。)
- ⑧ 【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
- (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れた上で記載してください。
- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
- (3) 【ハ. 共同住宅等】及び【ニ. 複合建築物】の(住宅部分)の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体(複合建築物の場合は住宅部分全体)での数値を記載してください。
- (4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをおきます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑨ 第三面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
5. 第四面関係
- ① 第四面は、共同住宅等又は複合建築物に係る届出を行う場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【2. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
- (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れた上で記載してください。
- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
- (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したもの

をいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

④ 第四面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

#### 6. 別紙関係

① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

② 1欄の(1)の1から3までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したもの添えることを妨げるものではありません。

③ 1欄の(1)の1から4までにおける「熱貫流率」は、「熱抵抗値」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。

④ 1欄の(1)の3及び4における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「レ」のチェックボックスに、「レ」マークを入れてください。

⑤ 1欄の(1)の5は、開口部のうち主たるものを作対象として、必要な事項を記入してください。

⑥ 1欄の(1)の5の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱得率」、「ガラスの日射熱得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうちの地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。

⑦ 1欄の(1)の6の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「熱抵抗性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。

⑧ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器(「照明」にあっては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨)とその効率(「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。)を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力(全熱交換機設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。)(熱交換機設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量で除した値を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

⑧ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

様式第二十三(第十二条第三項及び附則第二条第一項関係) (日本産業規格A列4番)

(第一面)

変更届出書

年 月 日

所管行政庁 殿

届出者の住所又は

主たる事務所の所在地

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項後段(同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。)又は同法附則第3条第2項後段(同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【届出の別】

法第19条第1項後段の規定による届出

法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項後段の規定による届出

附則第3条第2項後段の規定による届出

附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第3条第2項後段の規定による届出

【変更の届出をする建築物の直前の届出】

受付番号 第 号

届出日 年 月 日

【変更内容の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

(注意)

1. 第二面から第四面までとして別記様式第二十二の第二面から第四面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第二十二の(注意)に準じて記入してください。

## 様式第二十四(第十四条第一項及び附則第二条第四項関係) (日本産業規格A列4番)

(第一面)  
通知書

年月日

所管行政府 殿

第 号

年月日

通知者官職

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第20条第2項前段又は同法附則第3条第8項前段の規定により計画を通知します。

## 【通知の別】

法第20条第2項の規定による通知法附則第3条第8項の規定による通知

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年月日		
第 号		
係員氏名		

(注意)

1. 第二面から第四面までとして別記様式第二十二の第二面から第四面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第二十二の(注意)に準じて記入してください。

## 様式第二十五(第十四条第一項及び附則第二条第四項関係) (日本産業規格A列4番)

(第一面)  
変更通知書

年月日

所管行政府 殿

第 号

年月日

通知者官職

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第20条第2項後段又は同法附則第3条第8項後段の規定により計画を通知します。

## 【通知の別】

法第20条第2項後段の規定による通知法附則第3条第8項後段の規定による通知

## 【変更の通知をする建築物の直前の通知】

【受付番号】 第 号

【通知日】 年月日

## 【変更内容の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年月日		
第 号		
係員氏名		

(注意)

1. 第二面から第四面までとして別記様式第二十二の第二面から第四面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第二十二の(注意)に準じて記入してください。

## 様式第二十六(第十五条及び附則第二条第六項関係) (日本産業規格A列7番)

(表)

年	月	日	交付第	号(	年	月	日	限り有効)	
職	名		氏	名		生	年	月	日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第2項において準用する同法第17条第2項又は同法附則第3条第11項において準用する同法第17条第2項の規定による

立入検査証

(所管行政庁名) 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋  
 第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。  
 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。  
 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
 第21条 所管行政庁は、第19条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。  
 2 第17条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。  
 第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。  
 一 第17条第1項、第21条第1項、第30条第4項、第33条第4項若しくは第43条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  
 附則第3条  
 10 所管行政庁は、第3項、第4項及び前項の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告させ、又はその職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。  
 11 第17条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 様式第二十七(第十六条関係) (日本産業規格A列4番)

特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第23条第1項の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

1. 認定を受けようとする特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称
2. 認定を受けようとする特殊の構造又は設備を用いる建築物の所在地
3. 特殊の構造又は設備を用いる建築物の内容
4. 備考

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
2. 各欄に記載すべき事項は、別紙により提出することができます。
3. この申請書の右上に手数料の額に相当する収入印紙(消印をしていないものに限る。)を貼付してください。

様式第二十八(第十八条第一項関係) (日本産業規格A列4番)  
特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定書第 年 月 日  
号

申請者 殿

国土交通大臣 印

下記の特殊の構造又は設備を用いる建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第23条第1項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであることを認定します。

記

1. 認定番号
2. 認定をした特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称
3. 認定をした特殊の構造又は設備を用いる建築物の所在地
4. 認定をした特殊の構造又は設備を用いる建築物の内容
5. 備考

様式第二十九(第十八条第二項関係) (日本産業規格A列4番)  
特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定をしない旨の通知書第 年 月 日  
号

申請者 殿

国土交通大臣 印

下記の申請についてでは、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第23条第1項の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定をしないこととしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第18条第2項の規定により通知書を交付します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることはできません)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称
3. 理由

## 様式第三十（第十九条関係）（日本産業規格A列4番）

評価申請書

年　月　日

国土交通大臣

登録建築物エネルギー消費性能評価機関 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第24条第1項の規定による評価を受けるため、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

1. 評価を受けようとする特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称

2. 評価を受けようとする特殊の構造又は設備を用いる建築物の所在地

3. 特殊の構造又は設備を用いる建築物の内容

4. 備考

(注意)

1. 各欄に記載すべき事項は、別紙により提出することができます。

2. 国土交通大臣に申請する場合は、この申請書の右上に手数料の額に相当する収入印紙（消印をしていないものに限る。）を貼付してください。

## 様式第三十一（第二十条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書

第　年　月　号　日

申請者

殿

登録建築物エネルギー消費性能評価機関

印

先に申請のあった特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価の結果については、下記のとおりであることを証明する。

記

1. 申請のあった特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称及び所在地

2. 当該特殊の構造又は設備を用いる建築物の申請者の氏名又は名称及び住所

3. 当該特殊の構造又は設備を用いる建築物の内容

4. 評価の内容

(1) 評価員の氏名

(2) 評価の結果

5. 備考

(注意) 各欄に記載すべき事項は、別紙により提出することができます。

様式第三十三(第二十三条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)  
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

年 月 日

所管行政府 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下「法」という。)第34条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
  - 建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)
  - 複合建築物の非住宅部分
  - 複合建築物の住宅部分
- (本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

【建築主等に関する事項】

【1. 建築主】 【イ. 氏名のフリガナ】 【ロ. 氏名】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】
【2. 代理人】 【イ. 資格】 ( )建築士 ( )登録第 号 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】 ( )建築士事務所( )知事登録第 号 【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】 (代表となる設計者) 【イ. 資格】 ( )建築士 ( )登録第 号 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】 ( )建築士事務所( )知事登録第 号 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成した設計図書】
---

【(その他の設計者)】 【イ. 資格】 ( )建築士 ( )登録第 号 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】 ( )建築士事務所( )知事登録第 号 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成した設計図書】
--

【イ. 資格】 ( )建築士 ( )登録第 号 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】 ( )建築士事務所( )知事登録第 号 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成した設計図書】
---

【イ. 資格】 ( )建築士 ( )登録第 号 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】 ( )建築士事務所( )知事登録第 号 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成した設計図書】
---

【4. 確認の申請】 <input type="checkbox"/> 申請済( ) <input type="checkbox"/> 未申請( )
--

【5. 備考】

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

## 〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】
【2. 敷地面積】 $m^2$
【3. 建築面積】 $m^2$
【4. 延べ面積】 $m^2$
【5. 建築物の階数】 (地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】 戸
【8. 工事種別】 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
【9. 構造】 造一部 造
【10. 令和4年改正基準省令附則第3項又は第4項の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有(竣工年月日 年 月 日 竣工) <input type="checkbox"/> 無
【11. 建築物の構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による
【12. 該当する地域の区分】 地域
【13. 非住宅部分の床面積】 (床面積)(開放部分を除いた部分の床面積) 【イ. 新築】 ( ) $m^2$ ( ) $m^2$ 【ロ. 増築】 全体( ) $m^2$ ( ) $m^2$ 增築部分( ) $m^2$ ( ) $m^2$ 【ハ. 改築】 全体( ) $m^2$ ( ) $m^2$ 改築部分( ) $m^2$ ( ) $m^2$
【14. 住宅部分の床面積】 (床面積)(開放部分を除いた)(開放部分及び共用部分を部分の床面積) (除いた部分の床面積) 【イ. 新築】 ( ) $m^2$ ( ) $m^2$ ( ) $m^2$ 【ロ. 増築】 全体( ) $m^2$ ( ) $m^2$ ( ) $m^2$ 增築部分( ) $m^2$ ( ) $m^2$ ( ) $m^2$ 【ハ. 改築】 全体( ) $m^2$ ( ) $m^2$ ( ) $m^2$ 改築部分( ) $m^2$ ( ) $m^2$ ( ) $m^2$
【15. 建築物のエネルギー消費性能】 【イ. 非住宅建築物】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 $MJ/(m^2 \cdot 年)$ (基準値) $MJ/(m^2 \cdot 年)$
<input type="checkbox"/> BPI( ) □基準省令第10条第1号イ(2)の基準
年間熱負荷係数 $MJ/(m^2 \cdot 年)$ (基準値) $MJ/(m^2 \cdot 年)$
BPI( ) □国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) □令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項) □基準省令第10条第1号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 $GJ/年$ 誘導設計一次エネルギー消費量 $GJ/年$ 誘導BEI( ) (誘導BEIの基準値) □基準省令第10条第1号ロ(2)の基準 誘導BEI( ) (誘導BEIの基準値) □国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) □令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 $GJ/年$ 誘導設計一次エネルギー消費量 $GJ/年$ 誘導BEI( ) (誘導BEIの基準値)
【ロ. 一戸建ての住宅】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) □基準省令第10条第2号イ(1)の基準 外皮平均熱貫流率 $W/(m \cdot K)$ (基準値) $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値) 冷房期の平均日射熱取得率 ( ) □基準省令第10条第2号イ(2)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) □令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 (一次エネルギー消費量に関する事項) □基準省令第10条第2号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 $GJ/年$ 誘導設計一次エネルギー消費量 $GJ/年$ 誘導BEI( ) □基準省令第10条第2号ロ(2)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) □令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
【ハ. 共同住宅等】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) □基準省令第10条第2号イ(1)の基準

<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(2)の基準
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 (一次エネルギー消費量に関する事項)
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準
基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号) 誘導基準-一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導設計-一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導BEI( )
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 (一次エネルギー消費量に関する事項)
<b>【ニ、複合建築物】</b>
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第3号イの基準 (非住宅部分)
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号イ(1)の基準 年間熱負荷係数 MJ/(m <sup>2</sup> ・年) (基準値) BPI( )
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号イ(2)の基準 年間熱負荷係数 MJ/(m <sup>2</sup> ・年) (基準値) BPI( )
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号ロ(1)の基準 誘導基準-一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導設計-一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導BEI( ) (誘導BEIの基準値 )
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号ロ(2)の基準 誘導BEI( ) (誘導BEIの基準値 )
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 誘導基準-一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導設計-一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導BEI( ) (誘導BEIの基準値 )
<b>(住宅部分)</b>
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(1)の基準

<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(2)の基準
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 (一次エネルギー消費量に関する事項)
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準 基準省令第10条第2項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号) 誘導基準-一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導設計-一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導BEI( )
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 基準省令第10条第3号ロ(1)の基準 (非住宅部分)
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号イ(1)の基準 年間熱負荷係数 MJ/(m <sup>2</sup> ・年) (基準値) BPI( )
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第1号イ(2)の基準 基礎-一次エネルギー消費量 GJ/年 設計-一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI( )
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<b>(住宅部分)</b>
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(1)の基準
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号イ(2)の基準
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 (一次エネルギー消費量に関する事項)
<input type="checkbox"/> 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号) 基礎-一次エネルギー消費量 GJ/年 設計-一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI( )
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<b>(複合建築物)</b>
一次エネルギー消費量に関する事項

基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)
誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年
誘導BEI( ) (誘導BEIの基準値 )
【16. 確認の特例】 法第35条第2項の規定による申出の有無 □有 □無
【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】
【18. 備考】

(第四面)

【1. 付近見取図】
【2. 配置図】

(第五面)

【住戸に関する事項】
【1. 住戸の番号】
【2. 住戸の存する階】 階
【3. 専用部分の床面積】 $m^2$
【4. 住戸のエネルギー消費性能】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) □基準省令第10条第2号イ(1)の基準

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 ) 冷房期の平均日射熱取得率 $W/(m^2 \cdot K)$ □基準省令第10条第2号イ(2)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) □令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 (一次エネルギー消費量に関する事項) □基準省令第10条第2号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導BEI( ) □基準省令第10条第2号ロ(2)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) □令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
--

(第六面)

2. エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定期限  
及び完了予定期間

【工事の着手の予定期限】 年 月 日
【工事の完了の予定期限】 年 月 日

(別紙) 基準省令第10条第2号イ(2)の基準、基準省令第10条第2号ロ(2)の基準又は令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築若しくは修繕等をする部分の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井  
【断熱材の施工法】 □内断熱 □外断熱 □両面断熱  
□充填断熱 □外張断熱 □内張断熱  
【断熱性能】 □熱貫流率(  $W/(m^2 \cdot K)$  ) □熱抵抗値(  $(m^2 \cdot K)/W$  )

2) 壁

【断熱材の施工法】 □内断熱 □外断熱 □両面断熱  
□充填断熱 □外張断熱 □内張断熱  
【断熱性能】 □熱貫流率(  $W/(m^2 \cdot K)$  ) □熱抵抗値(  $(m^2 \cdot K)/W$  )

3) 床

- (イ) 外気に接する部分  
 【該当箇所の有無】□有 □無  
 【断熱材の施工法】□内断熱 □外断熱 □両面断熱  
 □充填断熱 □外張断熱 □内張断熱  
 【断熱性能】□熱貫流率(  $W/(m^2 \cdot K)$ ) □熱抵抗値(  $(m^2 \cdot K)/W$  )  
 (ロ) その他の部分  
 【該当箇所の有無】□有 □無  
 【断熱材の施工法】□内断熱 □外断熱 □両面断熱  
 □充填断熱 □外張断熱 □内張断熱  
 【断熱性能】□熱貫流率(  $W/(m^2 \cdot K)$ ) □熱抵抗値(  $(m^2 \cdot K)/W$  )  
 4) 土間床等の外周部分の基礎壁  
 (イ) 外気に接する部分  
 【該当箇所の有無】□有 □無  
 【断熱性能】□熱貫流率(  $W/(m^2 \cdot K)$ ) □熱抵抗値(  $(m^2 \cdot K)/W$  )  
 (ロ) その他の部分  
 【該当箇所の有無】□有 □無  
 【断熱性能】□熱貫流率(  $W/(m^2 \cdot K)$ ) □熱抵抗値(  $(m^2 \cdot K)/W$  )  
 5) 開口部  
 【断熱性能】熱貫流率(  $W/(m^2 \cdot K)$ )  
 【日射遮蔽性能】  
 □開口部の日射熱取得率(日射熱取得率 )  
 □ガラスの日射熱取得率(日射熱取得率 )  
 □付属部材  
 □ひさし、軒等  
 6) 構造熱橋部  
 【該当箇所の有無】□有 □無  
 【断熱性能】断熱補強の範囲( mm) 断熱補強の熱抵抗値(  $(m^2 \cdot K)/W$  )  
 (2) 一次エネルギー消費量に関する措置  
 【暖房】暖房設備( )  
 効率( )  
 【冷房】冷房設備( )  
 効率( )  
 【換気】換気設備( )  
 効率( )  
 【照明】照明設備( )  
 【給湯】給湯設備( )  
 効率( )

## 2. 備考

## (注意)

1. 各面共通関係  
 ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)。この様式において「[標準省令]」という。)において使用する用語の例によります。  
 ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。  
 (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅  
 (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅  
 (3) 申請建築物 法第34条第3項に規定する申請建築物  
 (4) 他の建築物 法第34条第3項に規定する他の建築物  
 (5) 施行日以後認定申請建築物 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省令・国土交通省令第1号)。この様式において「令和4年改正基準省令」という。)附則第2項に規定する施行日以後認定申請建築物  
 ③ 第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」を選んだ場合は、申請建築物について、第一面から第六面までを、他の建築物について、第二面から第五面までを作成してください。なお、他の建築物が二以上ある場合には、当該他の建築物それぞれについて作成してください。

## 2. 第一面関係

- ① 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。  
 ② 【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請であって建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載する場合には「建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」のチェックボックスに、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」のチェックボックスに、「レ」マークを入れてください。

## 3. 第二面関係

- ① この面は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。  
 ② 建築主が2者以上の場合は、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。  
 ③ 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。

④ 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出する場合に記入してください。

⑤ 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。

⑥ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画に係る他のすべての設計者について記入してください。

⑦ 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、連絡なく、申請をした旨(申請先を変更した場合にはおいては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出してください。なお、所在地については、○○県○○市、都○○町、村、程度で結構です。

⑧ 他の建築物について記載する場合は、【5. 備考】の欄に他の建築物に係る建築主等に関する事項である旨を記載してください。

#### 4. 第三回問

① 【6. 建築物の用途】及び【8. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

③ 【10. 令和4年改正基準省令附則第3項又は第4項の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。

④ 【12. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます(以下同じ。)。

⑤ 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三回の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。

⑥ 【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号。)第4条第1項に規定する床面積(⑦において同じ。)をいいます。

⑦ 【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分のうち開放部分及び共用部分を除いた部分の面積をいいます。

⑧ 【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、これからまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

ません。

(1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれについて、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れた上で記載してください。

(2) 「年間熱負荷係数」については、基準値(基準省令別表第1に掲げる数値をいう。)併せて記載してください。

(3) 「外皮平均熱流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第10条第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)併せて記載してください。

(4) 「基準省令第10条第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第10条第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(5) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

i) 年間熱負荷係数：屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。

ii) BEI：年間熱負荷係数を基準値で除したものとします。記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

iii) BEI：設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものといたします。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

iv) 誘導BEI：誘導設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものといたします。「誘導BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

v) 誘導BEIの基準値：誘導基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものといたします。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)の合計を、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)の合計で除したものといたします。「誘導BEIの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(6) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合においては、以下の内容に従って記載してください。

i) 非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分について、建築物全体の一次エネルギー消費量は「基準省令第10条第1号ロ(1)の基準」又は「基準省令第10条第1号ロ(2)の基準」に、令和4年改正基準省令附則第3項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に関する事項は「令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に記載してください。

ii) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イ(1)

の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号口(1)の基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受けた場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。

⑯ 【16. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「レ」マークを入れてください。

⑰ 【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第40条第1項(同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものについては、申請建築物の延べ面積と他の建築物の延べ面積の合計をいう。以下同様)における延べ面積の10分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の1とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑱ 他の建築物について作成する場合は、【16. 確認の特例】及び【17. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の記載は不要です。

⑲ 第三面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

#### 5. 第四面関係

① この面は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が、法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

② 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。

③ 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

#### 6. 第五面関係

① 第五面は、共同住宅等又は複合建築物(複合建築物の非住宅部分の認定を除く。)に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。

② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。

③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れた上で記載してください。

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれ

の基準値(基準省令第10条第2号イの表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。

(3) 「誘導BEI」は、誘導設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものとなります。「誘導BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(4) 「基準省令第10条第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第10条第2号口(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(5) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号口(1)の基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。

④ 第五面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

#### 7. 第六面関係

第六面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

#### 8. 別紙関係

① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

② 1欄の(1)の1から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。

③ 1欄の(1)の1から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。

④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「レ」マークを入れてください。

⑤ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものと対象として、必要な事項を記入してください。

⑥ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち8の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。

- ⑦ 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- ⑧ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器とその効率（「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。）、有効換気量又は温度交換効率を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
- ⑨ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

## 様式第三十四（第二十五条第二項関係）（日本産業規格A列4番）

## 建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書

認定番号 第	号
認定年月日 年	月
(※)確認番号 第	号
確認年月日 年	月
建築主又は 建築副主事の職氏名	

殿

所管行政庁 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定により申請のあつた建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第35条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置  
(※)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政府が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三十五（第二十七条関係）（日本産業規格A列4番）

## 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下「法」という。)第36条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号  
第 号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日  
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 申請の対象とする範囲
  - 建築物全体
  - 建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)
  - 複合建築物の非住宅部分
  - 複合建築物の住宅部分
5. 変更の概要
 

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番を記載してください。
3. 4欄には、非住宅建築物、一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の全体に係る

申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等又は複合建築物の全体に係る申請であって建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載する場合には「建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」のチェックボックスに、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」のチェックボックスに、「レ」マークを入れてください。  
 ※「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、「一戸建ての住宅」は一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、「共同住宅等」は共同住宅、民屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいい、「複合建築物」は同号に規定する複合建築物をいいます。

様式第三十六(第二十八条関係)(日本産業規格A列4番)

## 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書

認定番号 第 号  
 認定年月日 年 月 日  
 (※)確認番号 第  
 確認年月日 年 月 日  
 建築主事は  
 建築副主事の職氏名

殿

所管行政庁 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定により申請のあつた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、同条第2項において準用する同法第35条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
  2. 申請者の住所
  3. 当該変更認定を受ける前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
  4. 認定に係る建築物の位置
- (※)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三十七(第三十条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

## (第一面)

## 登録建築物エネルギー消費性能に係る認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は  
 主たる事務所の所在地  
 申請者の氏名又は名称  
 代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実に相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

## (第二面)

1. 建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項  
 (建築物に関する事項)

【1. 地名地番】
【2. 敷地面積】 $m^2$
【3. 建築面積】 $m^2$
【4. 延べ面積】 $m^2$
【5. 建築物の階数】 (地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】 建築物全体 戸
【8. 構造】 造 一部 造
【9. 基準省令附則第3条若しくは第4条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 基準省令附則第3条又は第4条の適用有(竣工年月日 年 月 日 竣工)

<input type="checkbox"/> 令和4年改正基準省令附則第2項の適用有(竣工年月日 日 竣工) □無	年	月
<b>【10. 建築物の構造及び設備の概要】</b> 別添の申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを説明した図書による		
<b>【11. 該当する地域の区分】</b> 地域		
<b>【12. 住宅部分の床面積】</b>		
(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】 【ロ. 増築】 全体 ( m <sup>2</sup> ) 増築部分 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
【ハ. 改築】 全体 ( m <sup>2</sup> ) 改築部分 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )
<b>【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】</b>		
【イ. 非住宅建築物】		
(一次エネルギー消費量に関する事項)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準		
基準一次エネルギー消費量 GJ/年	設計一次エネルギー消費量 GJ/年	
BEI( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準		
BEI( )		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )		
【ロ. 一戸建ての住宅】		
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準		
外皮平均熱貫流率 W/(m <sup>2</sup> · K) (基準値)	W/(m <sup>2</sup> · K))	
冷房期の平均日射熱取得率 (%) (基準値)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準		
外皮平均熱貫流率 W/(m <sup>2</sup> · K) (基準値)	W/(m <sup>2</sup> · K))	
冷房期の平均日射熱取得率 (%) (基準値)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )		
(一次エネルギー消費量に関する事項)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準		
基準一次エネルギー消費量 GJ/年	設計一次エネルギー消費量 GJ/年	
BEI( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準		
BEI( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準		

<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )		
<b>【ハ. 共同住宅等】</b>		
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外		
(一次エネルギー消費量に関する事項)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準		
基準省令第1条第1項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)		
基準一次エネルギー消費量 GJ/年	GJ/年	
設計一次エネルギー消費量 GJ/年	GJ/年	
BEI( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準		
基準省令第1条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)		
BEI( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )		
<b>【ニ. 複合建築物】</b>		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第3号イの基準		
(非住宅部分)		
(一次エネルギー消費量に関する事項)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準		
基準一次エネルギー消費量 GJ/年	GJ/年	
設計一次エネルギー消費量 GJ/年	GJ/年	
BEI( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準		
BEI( )		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )		
(住宅部分)		
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )		
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外		
(一次エネルギー消費量に関する事項)		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準		
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)		
基準一次エネルギー消費量 GJ/年	GJ/年	
設計一次エネルギー消費量 GJ/年	GJ/年	
BEI( )		

<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号口(2)の基準 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 <input type="checkbox"/> 口第2号) BEI( ) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号口(3)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第3号口の基準 (複合建築物) (-次エネルギー消費量に関する事項) 基準省令第1条第3項に掲げる数値の区分(□第1号 <input type="checkbox"/> 口第2号) 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI( ) (住宅部分) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (-次エネルギー消費量に関する事項)
【14. 備考】

(第三面)
(住戸に関する事項)
【1. 住戸の番号】
【2. 住戸の存する階】 階
【3. 専用部分の床面積】 $m^2$
<b>【4. 住戸のエネルギー消費性能】</b> (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$ ) 冷房期の平均日射熱取得率 $(\text{基準値 } W/(m^2 \cdot K))$ <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$ ) 暖房期の平均日射熱取得率 $(\text{基準値 } W/(m^2 \cdot K))$ <input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
<input type="checkbox"/> 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (-次エネルギー消費量に関する事項)

<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号口(1)の基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI( )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号口(2)の基準 BEI( )
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号口(3)の基準 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号口(3)の基準を用いる場合

#### 1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井  
 断熱材の施工法 □内断熱 □外断熱 □両面断熱  
 充填断熱 □外張断熱 □内張断熱

【断熱性能】 □熱貫流率( $W/(m^2 \cdot K)$ ) □熱抵抗値( $(m^2 \cdot K)/W$ )

2) 壁  
 断熱材の施工法 □内断熱 □外断熱 □両面断熱  
 充填断熱 □外張断熱 □内張断熱

【断熱性能】 □熱貫流率( $W/(m^2 \cdot K)$ ) □熱抵抗値( $(m^2 \cdot K)/W$ )

3) 床  
 (イ) 外気に接する部分  
 【該当箇所の有無】 □有 □無  
 断熱材の施工法 □内断熱 □外断熱 □両面断熱  
 充填断熱 □外張断熱 □内張断熱

【断熱性能】 □熱貫流率( $W/(m^2 \cdot K)$ ) □熱抵抗値( $(m^2 \cdot K)/W$ )

(ロ) その他の部分  
 【該当箇所の有無】 □有 □無  
 断熱材の施工法 □内断熱 □外断熱 □両面断熱  
 充填断熱 □外張断熱 □内張断熱

【断熱性能】 □熱貫流率( $W/(m^2 \cdot K)$ ) □熱抵抗値( $(m^2 \cdot K)/W$ )

4) 土間床等の外周部分の基礎盤  
 (イ) 外気に接する部分  
 【該当箇所の有無】 □有 □無  
 断熱材の施工法 □内断熱 □外断熱 □両面断熱  
 充填断熱 □外張断熱 □内張断熱

【断熱性能】 □熱貫流率( $W/(m^2 \cdot K)$ ) □熱抵抗値( $(m^2 \cdot K)/W$ )

(ロ) その他の部分  
 【該当箇所の有無】 □有 □無  
 断熱材の施工法 □内断熱 □外断熱 □両面断熱  
 充填断熱 □外張断熱 □内張断熱

【断熱性能】 □熱貫流率( $W/(m^2 \cdot K)$ ) □熱抵抗値( $(m^2 \cdot K)/W$ )

5) 開口部  
 断熱性能】 热貫流率( $W/(m^2 \cdot K)$ )

## 【日射遮蔽性能】

- 開口部の日射熱取得率(日射熱取得率) )  
ガラスの日射熱取得率(日射熱取得率) )  
付属部材  
ひさし、軒等

## 6)構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無 )

【断熱性能】 断熱補強の範囲( mm) )

断熱補強の熱抵抗値(  $(m^2 \cdot K) / W$ ) )

## (2) 一次エネルギー消費量に関する措置

- 【暖房】 暖房設備( )  
     効率( )  
 【冷房】 冷房設備( )  
     効率( )  
 【換気】 換気設備( )  
     効率( )  
 【照明】 照明設備( )  
 【給湯】 給湯設備( )  
     効率( )

## 2. 備考

(注意)

## 1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」といいます。)において使用する用語の例によります。

- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅

(2) 共同住宅等 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

## 2. 第一面関係

- ① 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

## 3. 第二面関係

- ① 【6. 建築物の用途】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

- ③ 【9. 基準省令附則第3条若しくは第4条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。この欄において、「令和4年改正基準省令」は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省令・国土交通省令第2号)をいいます。

- ④ 【11. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます(以下同じ。)。

- ⑤ 【12. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分のうち開放部分及び共用部分を除いた部分の面積をいいます。

- ⑥ 【13. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れた上で記載してください。

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)併せて記載してください。

(3) 【ハ. 共同住宅等】及び【ニ. 複合建築物】の(住宅部分)の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。

(4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

⑦ 第二面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

## 4. 第三面関係

- ① 第三面は、共同住宅等又は複合建築物に係る申請を行う場合には、住戸ごとに作成してください。

- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。

- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れた上で記載してください。

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)併せて記載してください。

(3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをお求めます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(5) 第三面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもつて代えることができます。

##### 5. 別紙関係

① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、申請に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもつて代えることができます。

② 1欄の(1)の1から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。

③ 1欄の(1)の1から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。

④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「レ」マークを入れてください。

⑤ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを見対象として、必要な事項を記入してください。

⑥ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち8)の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北土22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。

⑦ 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。

⑧ 1欄の(2)の「暖房」「冷房」「換気」「照明」「給湯」については、住戸に設置する設備機器(「照明」にあっては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨)とその効率(「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。)を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力を除いた値を、「冷房」では冷房能力を消費電力を除いた値を、「換気」では比消費電力(全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。)熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除し

た値)を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

⑨ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

## 様式第三十九(第三十二条第二項関係)

登録建築物エネルギー消費性能に係る認定通知書

認定番号 第 号

認定年月日 年 月 日

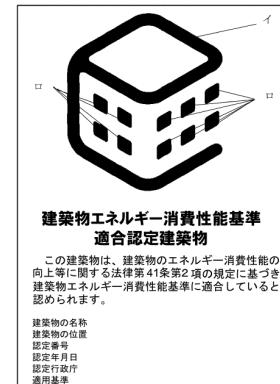
殿

所管行政庁 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定により申請の  
あつた建築物について、同条第2項の規定に基づき認定したので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置

## 様式第三十九(第三十二条第二項関係)

建築物エネルギー消費性能基準  
適合認定建築物

この建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められます。

建築物の名称  
建築物の位置  
認定番号  
認定年月日  
認定行政庁  
適用基準

## (備考)

1. 色彩は、地の色は白色、文字の色は黒色(色は、100% blackとする。)、イの部分の色は、カラーの標章を使用する場合においては緑色(色は、58%cyan, 7%magenta, 99%yellow, 0%blackとする。)、モノクロームの標章を使用する場合においては黒色(色は、100%blackとする。)、ロの部分にあっては、カラーの標章を使用する場合においては濃い黄色(色は、8% cyan, 24%magenta, 80%yellow, 7%blackとする。)、モノクロームの標章を使用する場合においては灰色(色は、70%blackとする。)とすること。
2. 大きさは、表示を容易に識別ができるものであること。
3. 基準適合認定建築物とその他の建築物を区別できるように表示すること。
4. 第32条第1項各号に掲げるものに表示を付する場合は、文字の部分は省略することができる。
5. 基準適合認定建築物が一戸建ての住宅である場合は、建築物の名称は省略することができる。
6. 「適用基準」の欄は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)附則第3条又は第4条の適用の有無に応じ、それぞれ次に定めるところにより記載すること。  
(1) 基準省令附則第3条又は第4条の適用を受ける場合  
-次エネルギー消費量基準(既存建築物)適合

(2) 基準省令附則第3条又は第4条の適用を受けない場合  
 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定めるとところにより記載すること。  
 イ 非住宅建築物（基準省令第1条第1項第1号の非住宅建築物をいう。）一次エネルギー消費量基準（新築建築物）適合  
 ロ 住宅（基準省令第1条第1項第2号の住宅をいう。）一次エネルギー消費量基準（新築建築物）適合・外皮基準適合  
 ハ 複合建築物（基準省令第1条第1項第1号の複合建築物をいう。）一次エネルギー消費量基準（新築建築物）適合・外皮基準（住宅部分）適合

## 様式第四十（第三十三条関係）（日本産業規格A列7番）

(表)

年	月	日	交付第	号	（年	月	日	限り有効）	
職	名		氏	名		生	年	月	日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による

立入検査証

(所管行政庁名)

印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋 第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合には、あらかじめ、その居住者の承認を得なければならない。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第43条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、第41条第2項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に關し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。 2 第17条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 一 第17条第1項、第21条第1項、第30条第4項、第33条第4項若しくは第43条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第四十一(第三十四条関係)(日本産業規格A列4番)  
 登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録申請書  
 年 月 日  
 国土交通大臣 殿  
 申請者の住所  
 申請者の氏名又は名称  
 代表者の氏名  
 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第44条に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。  
 1. 判定の業務を行う事務所の所在地  
 2. 適合性判定員の氏名  
 3. 役員の氏名(申請者が法人である場合に限る。)  
 4. 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名  
 5. 判定の業務を行う区域  
 6. 判定の業務を開始しようとする年月日  
 (注意)  
 1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。  
 2. 第34条各号に掲げる書類を添付してください。

## 様式第四十二(第三十四条第九号関係)(日本産業規格A列4番)

## 判定の業務の計画棟数

業務の区分	計画棟数
一 床面積の合計が千平方メートル未満の特定建築物	棟
二 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の特定建築物	棟
三 床面積の合計が二千平方メートル以上一万平方メートル未満の特定建築物	棟
四 床面積の合計が一万平方メートル以上五万平方メートル未満の特定建築物	棟
五 床面積の合計が五万平方メートル以上の特定建築物	棟

## (注意)

- 事業年度に行う計画棟数を記載してください。
- 登録の更新の場合には、前事業年度の実績を記載してください。
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う棟数の計画の根拠を示す書類を添付してください。(登録の更新の場合を除く。)

様式第四十三(第三十七条関係)(日本産業規格A列4番)  
登録建築物エネルギー消費性能判定機関変更届出書年 月 日  
国土交通大臣 殿届出者の住所  
届出者の氏名又は名称  
代表者の氏名

下記のとおり、

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 判定の業務を行う事務所の所在地
- (3) 適合性判定員の氏名
- (4) 役員の氏名(届出者が法人である場合に限る。)
- (5) 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- (6) 判定の業務を行う区域

を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第47条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

## 1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更予定期日	備考

## 2. 変更の理由

(注意) (3)の適合性判定員、(4)の役員又は(5)の専任の管理者に変更がある場合は、変更後の適合性判定員、役員又は専任の管理者の略歴を記載した書類を添付してください。

様式第四十四(第三十八条第一項関係)(日本産業規格A列4番)  
登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録更新申請書年 月 日  
国土交通大臣 殿申請者の住所  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第48条第1項の登録の更新を受けた  
いので、同条第2項において準用する同法第44条の規定に基づき、申請します。

## 1. 登録番号

2. 登録の有効期限 年 月 日

## 3. 判定の業務を行う事務所の所在地

## 4. 適合性判定員の氏名

## 5. 役員の氏名(申請者が法人である場合に限る。)

## 6. 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

## 7. 判定の業務を行う区域

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
2. 第34条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第四十五（第三十九条関係）（日本産業規格A列4番）

様式第四十五(第三十九条関係)(日本産業規格A列4番)  
登録建築物エネルギー消費性能判定機関事業継承届出書  
年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所  
届出者の氏名又は名称  
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第49条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因	
被承継者に関する事項	氏名又は名称
	法人にあってはその代表者の氏名
	住所
	登録の年月日及び登録番号
	事務所の所在地
	登録の年月日及び登録番号

様式第四十六（第三十九条第一号関係）（日本産業規格A列4番）

様式第四十六(第三十九条第一号関係)(日本産業規格A列4番)  
登録建築物エネルギー消費性能判定機関事業譲渡証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部の譲渡がありました  
ことを証明します。

1. 登録の年月日

2. 登録番号

3. 譲渡しの年月日

様式第四十七(第三十九条第二号関係)(日本産業規格A列4番)  
登録建築物エネルギー消費性能判定機関事業相続同意証明書  
年 月 日

国土交通大臣 殿

証明者 氏名

住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所

2. 登録の年月日

3. 登録番号

4. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

5. 相続開始の年月日

(注意)証明書は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員の氏名を記載してください。

様式第四十八(第三十九条第三号関係)(日本産業規格A列4番)  
登録建築物エネルギー消費性能判定機関事業相続証明書  
年 月 日

国土交通大臣 殿

証明者 氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

証明者 氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所

2. 登録の年月日

3. 登録番号

4. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者の氏名及び住所

5. 相続開始の年月日

(注意)証明者は、2人以上としてください。

様式第四十九(第三十九条第五号関係)(日本産業規格A列4番)  
登録建築物エネルギー消費性能判定機関事業承継証明書

年　月　日

国土交通大臣 殿  
被承継者 氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

承継者 氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

次のとおり分割によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部の承継が  
ありましたことを証明します。

1. 登録の年月日

2. 登録番号

3. 承継の年月日

様式第五十(第四十五条第十号関係)(日本産業規格A列4番)  
登録適合性判定員講習修了証明書

年　月　日

氏　　名　　年　月　日　　年　月　日  
生　年　月　日  
この者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第40条第1号の登  
録適合性判定員講習を修了した者であることを証します。  
修了証明書の番号　　第　　号

講習実施機関　　印

様式第五十一(第五十七条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

判定業務規程届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

判定業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条  
第1項前段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(注意)届出に係る判定業務規程を添付してください。

様式第五十二(第五十七条第二項関係)(日本産業規格A列4番)

判定業務規程変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

判定業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条  
第1項後段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

2. 変更の理由

(注意)変更前及び変更後の判定業務規程の対照表を添付してください。

株式第五十三  
（第六十三条関係）（日本産業規格A列4番）  
削除

様式第五十四(第六十三条関係)(日本産業規格A列4番)  
登録建築物エネルギー消費性能判定機関業務休廃止届出書  
年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所  
届出者の氏名又は名称  
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第59条第1項の規定に基づき、判定の業務の一部(全部)の休止(廃止)をするので、次のとおり届け出ます。

1. 休止(廃止)しようとする判定の業務の範囲

2. 休止(廃止)しようとする年月日

3. 休止しようとする場合にあっては、その期間

4. 休止(廃止)の理由

様式第五十五(第六十五条関係)(日本産業規格A列4番)  
（第六十五条関係）（日本産業規格A列4番）

様式第五十五(第六十五条関係)(日本産業規格A列4番)  
登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録申請書  
年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第1項に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。

1. 評価の業務を行う事務所の所在地

2. 評価員の氏名

3. 役員の氏名(申請者が法人である場合に限る。)

4. 評価の業務を行う部門の責任の管理者の氏名

5. 評価の業務を開始しようとする年月日

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

2. 第65条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第五十六(第六十八条関係)(日本産業規格A列4番)  
登録建築物エネルギー消費性能評価機関変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所  
届出者の氏名又は名称  
代表者の氏名

下記のとおり、

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 評価の業務を行う事務所の所在地
- (3) 評価員の氏名
- (4) 役員の氏名(届出者が法人である場合に限る。)
- (5) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- (6) 評価の業務を行う区域

を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第2項において準用する同法第47条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

## 1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更予定年月日	備考

## 2. 変更の理由

(注意) (3)の評価員、(4)の役員又は(5)の専任の管理者に変更がある場合は、変更後の評価員、役員又は専任の管理者の略歴を記載した書類を添付してください。

様式第五十七(第六十九条第一項関係)(日本産業規格A列4番)  
登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録更新申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所  
申請者の氏名又は名称  
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第2項において準用する同法第48条第1項の登録の更新を受けたいので、同法第61条第2項において読み替えて準用する同法第48条第2項において準用する同法第44条の規定に基づき、申請します。

## 1. 登録番号

## 2. 登録の有効期限 年 月 日

## 3. 評価の業務を行う事務所の所在地

## 4. 評価員の氏名

## 5. 役員の氏名(申請者が法人である場合に限る。)

## 6. 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

## 7. 評価の業務を行う区域

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
2. 第65条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第五十八(第七十条関係)(日本産業規格A列4番)  
登録建築物エネルギー消費性能評価機関事業継承届出書  
年 月 日  
国土交通大臣 殿

届出者の住所  
届出者の氏名又は名称  
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第2項において準用する同法  
第49条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因	
被承継者に 関する事項	氏名又は名称
	法人にあっては その代表者の氏名
	住所
	登録の年月日及び登録番号
	事務所の所在地
	登録の年月日及び登録番号
承継者に 関する事項	

様式第五十九(第七十条第一号関係)(日本産業規格A列4番)  
登録建築物エネルギー消費性能評価機関事業譲渡証明書  
年 月 日

国土交通大臣 殿  
譲り渡した者 氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能評価機関の事業の全部の譲渡がありました  
ことを証明します。

1. 登録の年月日

2. 登録番号

3. 譲渡しの年月日

## 様式第六十（第七十条第二号関係）（日本産業規格A列4番）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関事業相続同意証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

証明者 氏名

住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能評価機関について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所

2. 登録の年月日

3. 登録番号

4. 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

5. 相続開始の年月日

(注意)証明書は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員の氏名を記載してください。

## 様式第六十一（第七十条第三号関係）（日本産業規格A列4番）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関事業相続証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

証明者 氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

証明者 氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能評価機関について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所

2. 登録の年月日

3. 登録番号

4. 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した者の氏名及び住所

5. 相続開始の年月日

(注意)証明者は、2人以上としてください。

様式第六十二(第七十条第五号関係)(日本産業規格A列4番)  
登録建築物エネルギー消費性能評価機関事業承継証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

被承継者 氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

承継者 氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

次のとおり分割によって登録建築物エネルギー消費性能評価機関の事業の全部の承継が  
ありましたことを証明します。

1. 登録の年月日

2. 登録番号

3. 承継の年月日

様式第六十三(第七十二条第一項関係)(日本産業規格A列4番)  
評価業務規程届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所  
届出者の氏名又は名称  
代表者の氏名

評価業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条  
第2項において読み替えて準用する同法第53条第1項前段の規定に基づき、別添のとおり届  
け出ます。

(注意)届出に係る評価業務規程を添付してください。

様式第六十四(第七十二条第二項関係)(日本産業規格A列4番)  
評価業務規程変更届出書

年　月　日

国土交通大臣 殿

届出者の住所  
届出者の氏名又は名称  
代表者の氏名

評価業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第2項において準用する同法第53条第1項後段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

## 1. 変更の内容

## 2. 変更の理由

(注意)変更前及び変更後の評価業務規程の対照表を添付してください。

様式第六十六(第七十八条関係)(日本産業規格A列4番)  
登録建築物エネルギー消費性能評価機関業務休廃止届出書

年　月　日

国土交通大臣 殿

届出者の住所  
届出者の氏名又は名称  
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第61条第2項において準用する同法第59条第1項の規定に基づき、評価の業務の一部(全部)の休止(廃止)をするので、次のとおり届け出ます。

## 1. 休止(廃止)しようとする評価の業務の範囲

## 2. 休止(廃止)しようとする年月日

## 3. 休止しようとする場合にあっては、その期間

## 4. 休止(廃止)の理由